

届書コード	処理区分	届書
2218		

記入例

常務理事	事務長	課長	係長	係員

正

健康保険 育児休業等終了時報酬月額変更届

①②③
「申出」の記入方法は、4枚目には記入しないので、網掛け部分で記入してください。
※「印欄」の記入方法は、4枚目には記入しないので、網掛け部分で記入してください。

①健康保険被保険者証の記号	②健康保険被保険者証の番号
年金整理記号	(年金整理番号)
(年) 豊	(健) 227
※	(年) KML
12345	

⑦年金手帳の基礎年金番号	①被保険者の氏名	③被保険者の生年月日	⑧種別
1234567890	(フリガナ) オクガイ サナエ (氏) 屋外 さなえ	昭5平7 601123	123 5・6・7
⑨養育する子の氏名	④養育する子の生年月日	⑥育児休業を終了した年月日	⑤従前の標準報酬月額
(フリガナ) オクガイ アイコ (氏) 屋外 愛子	平成 250921	平成 260920	健 220 厚 220
報酬月額			
⑩算定対象月の報酬支払基礎日数	⑪通貨によるものの額	⑫現物によるものの額	⑬合計
9月0日	0円	0円	0円
10月30日	167,980円	0円	167,980円
11月31日	167,980円	0円	167,980円
⑭支払基礎日数17日以上の月の報酬月額の総計			
335,960円			
⑮改定年月			
26年12月			
⑯備考			
[適及支払額昇(降)給差の月額昇(降)給月]			
円			
円			
円			
円			

⑤※決定後の標準報酬月額	送
健 千円	
厚 千円	信

社会保険労務士の提出代行者印

上記のとおり被保険者から申出がありましたので提出します。

平成 27 年 1 月 10 日提出

〒 170 - 67ZZ
事業所所在地 東京都豊島区西大塚 10-20-30

事業所名称 株式会社 ○△広告

事業主氏名 △△ 次郎

電話番号 03-3576-54XX

健康保険法施行規則第38条の2及び厚生年金法施行規則第10条の規定による申出をします。

健康保険組合理事長 殿
平成 27 年 1 月 10 日提出

〒 170 - 00XX
住所 東京都豊島区東大塚 1-2-3

申出氏名 屋外 さなえ

人 屋外

電話番号 03-134-56XY

受付日付印

副

記入例

健康保険

育児休業等終了時標準報酬月額改定通知書

①健康保険被保険者証の記号		②健康保険被保険者証の番号								
年金整理記号		(年金整理番号)								
(年)	(健)	12345								
豊	2 2 7									
※	(年)									
	K M L									
⑦年金手帳の基礎年金番号				①被保険者の氏名		③被保険者の生年月日			⑧種別	
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0				(フリガナ) オクガイ サナエ (氏) 屋外 さなえ		昭 5 平 7 6 0 1 1 2 3			1 2 3 5・6・7	
⑨養育する子の氏名				④養育する子の生年月日		⑤育児休業を終了した年月日			⑥従前の標準報酬月額	
(フリガナ) オクガイ アイコ (氏) 屋外 愛子				平成 2 5 0 9 2 1		平成 2 6 0 9 2 0			健 千円 220 厚 千円 220	
報酬月額				支払基礎日数 17日以上月の 報酬月額の総計		④改定年月			⑩備考 [遡及支払額 昇(降)給差の月額 昇(降)給月]	
⑦算定対象月の 報酬支払基礎日数		⑧通貨による ものの額		⑨現物による ものの額		⑪合計		⑫平均額		⑬修正平均額
9 月 0 日		0 円		0 円		0 円		335,960 円		26 年 12 月
10 月 30 日		167,980 円		0 円		167,980 円		167,980 円		円
11 月 31 日		167,980 円		0 円		167,980 円		167,980 円		円
⑤※決定後の 標準報酬月額										
健 千円										
厚 千円										

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

平成 年 月 日

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合理事長

事業所	〒 170 - 6722
所在地	東京都豊島区西大塚 10-20-30
事業所名称	株式会社 ○△広告
事業主氏名	△△ 次郎 様
電話番号	03-3576-54XX

- この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。
なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、健康保険組合を被告として提起できます。
ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えは提起できません。
- この通知を受け取ったら、すみやかに確認された事項を被保険者に通知しなければなりません。

届書コード	処理区分	届書
2218		

記入例

事務センター長 所 長	副事務センター長 副 所 長	グループ長 課 長	担 当 者

厚生年金保険 育児休業等終了時報酬月額変更届

◎◎◎
「※」印欄は記入の方法は4枚目には書き分けを記入し、事業主あて提出してください。

①健康保険被保険者証の記号 年金整理記号		②健康保険被保険者証の番号 (年金整理番号)											
(年)	(健)	12345											
豊	227												
※	(年)	KML											
⑦ 年金手帳の基礎年金番号				① 被保険者の氏名				③ 被保険者の生年月日				⑧ 種別	
1234567890				(フリガナ) オクガイ サナエ (氏) 屋外 さなえ				昭5平7 601123				123 5・6・7	
⑨ 養育する子の氏名				④ 養育する子の生年月日				⑥ 育児休業を終了した年月日				⑤ 従前の標準報酬月額	
(フリガナ) オクガイ アイコ (氏) 屋外 愛子				平成 250921				平成 260920				健 220 厚 220	
報 酬 月 額				支払基礎日数 17日以上の月の 報酬月額の総計				④ 改定年月				⑩ 備考 [遡及支払額 昇(降)給差の月額 昇(降)給月]	
⑦ 算定対象月の 報酬支払基礎日数		⑧ 通貨による もの の 額		⑨ 現物による もの の 額		⑩ 合 計		⑪ 平均額		⑫ 修正平均額		円	
9月0日		0円		0円		0円		335,960円		26年12月		円	
10月30日		167,980円		0円		167,980円		167,980円				円	
11月31日		167,980円		0円		167,980円		167,980円				円	
⑤※ 決定後の 標準報酬月額				送 信				社会保険労務士の提出代行者印					
健 千円													
厚 千円													

上記のとおり被保険者から申出がありましたので提出します。

平成 27 年 1 月 10 日提出

〒 170 - 67ZZ
事業所所在地 東京都豊島区西大塚 10-20-30

事業所名称 株式会社 ○△広告

事業主氏名 △△ 次郎

電話番号 03-9876-54YY

締代表印取

健康保険法施行規則第38条の2及び厚生年金法施行規則第10条の規定による申出をします。

日本年金機構所長 あて
平成 27 年 1 月 10 日提出

〒 170 - 00XX
住所 東京都豊島区東大塚 1-2-3

申出氏名 屋外 さなえ

人 屋外

電話番号 03-134-56XY

受 付 日 付 印

【記入上の注意】

申出をする方は、網掛け部分を記入し、事業主あて提出してください。

1. ㉓の年号は、該当する数字を○で囲んでください。

生年月日は、たとえば、昭和47年11月7日の場合は、

		年		月		日
昭	5					
平	7	4	7	1	1	0
						7

のように記入してください。

2. ㉔の種別は、該当する数字を○で囲んでください。

1：坑内員以外の男子 2：女子 3：坑内員
5：厚生年金基金の加入員であって、坑内員以外の男子
6：厚生年金基金の加入員である女子
7：厚生年金基金の加入員である坑内員

3. ㉕は、養育する子の生年月日を記入してください。

たとえば、平成17年1月1日の場合は、

		年		月		日
平	成					
		1	7	0	1	0
						1

のように記入してください。

4. ㉖欄には、報酬のうち、臨時に受けたものおよび年3回以下で支払われるもの以外のもので、通貨で支払われた賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称でかを問わず、労働者が、労働の対償として受けた、すべてのものの額を、それぞれ該当の欄に記入してください。
5. ㉗欄には、報酬のうち、食事、住宅、被服など通貨以外のもので支払われたものについて、健康保険法第46条又は厚生年金保険法第25条の規定によって地方社会保険事務局長又は健康保険組合が定めた価額によって算定した額を、それぞれの該当の欄に記入してください。
6. ㉘欄には、㉙欄の額を報酬支払の基礎となった日数17日以上月の数で除して得た額を、記入してください。
7. ㉚備考欄の「遡及支払額」には算定対象月内に支払われた通常給以外の報酬を、「昇(降)給差の月額」には昇(降)給により増(減)された額の月額を、「昇(降)給月」には昇(降)給又は遡及分の支払が行われた月を、それぞれの該当の欄に記入してください。
8. 事業主の押印については、署名(自筆)の場合は省略できます。
また、申出者の押印についても、署名(自筆)の場合は省略できます。

【お知らせ】

3歳未満の子を養育する厚生年金保険被保険者の標準報酬月額の特例について

3歳未満の子を養育する期間の標準報酬月額が、その子を養育することとなった月の前月（その月以前1年以内に被保険者であった月のうち、直近の月）の標準報酬月額（従前標準報酬月額）を下回る場合には、年金の額の計算の特例措置が設けられています。

被保険者が申出をした場合、3歳未満の子を養育する期間のうち、従前標準報酬月額を下回った月は、実際の標準報酬月額かわりに、従前標準報酬月額を用いて、将来、年金の額が計算されます。ただし、申出をした月より前の期間については、申出が行われた月の前月までの2年間が対象になります。

この特例に関する手続きは、被保険者の方が「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」に必要書類を添えて提出することになります。